

年 月 日

ひたちなか市長 殿

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付申請書

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金の交付を受けたいので、ひたちなか市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第4条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添付して申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日	
氏名	(本人が自署しない場合は、記名押印してください。)		年 月 日	
住所	〒		電話番号	
メールアドレス				

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類		就業		テレワーク	上記世帯員の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		関係人口		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
交付申請の日から5年以上継続して、ひたちなか市に居住し、かつ就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） ひたちなか市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
申請者は、過去に移住支援金の支給を受けたことのある者が属する世帯の構成員であった者でないこと	A. はい	B. いいえ
移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちにひたちなか市へ報告し、返還手続きをする	A. 誓約する	B. 誓約しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

※転入日前の10年間における通算5年以上の在勤履歴を記載すること。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	行くことはない／ 週 ・ 月 ・ 年 回程度／ その他 () ※原則、恒常的に通勤しないこと。
テレワーク実施日数	転入日 年 月 日～申請日までの勤務日数 () 勤務日数のうちテレワーク実施日数 () 勤務日数のうち通勤又は出張日数 ()
住宅取得	(該当する方に○を付けてください。) 種別：新築・購入 登記名義人：申請者と同一・申請者と同一の世帯に属する者 ※未登記の場合には、下記を記入してください。 (理由 登記完了予定日)

7 (関係人口による移住者のみ記載) 関係人口の内容 (該当する欄に○を付けてください。)

関係人口の内容	該当する
【1】ひたちなか市内に住宅を新築または購入している (必須事項)	
【2】県内の農林水産業 (専業に限る) へ就業、または承継している	
【3】市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている (※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定	
【4】転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している、またはひたちなか市が行う「お試し移住事業」に参加したことがある	

※【1】～【3】は令和7年4月1日以降の転入者が対象

※【4】は令和7年3月31日までの転入者が対象

8 添付書類

別に定める必要書類

【交付申請時 必要書類】

- (1) 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し（顔写真付きのものに限る。）
- (2) 移住先の住民票の写し並びに移住元の住民票の除票の写し，戸籍の附票その他の移住元の在住地及び在住期間を確認できる書類（他の世帯員がいる場合は，世帯全員分）
- (3) 就業証明書（通勤要件用）（東京23区内に通勤していた雇用者並びに個人事業主の場合）
- (4) 就業証明書（就業要件用）（就業要件の場合）
- (5) 就業証明書（テレワーク用）（テレワーク要件の場合）
- (6) 就業証明書（関係人口用）（関係人口要件の場合）
- (7) 開業届出済証明書や開業・廃業等届出書の写し等，個人事業主であったことを確認できる書類（東京23区内への通勤していた個人事業主及びテレワーク要件における個人事業主の場合）
- (8) 法人経営者であったことが確認できる書類（履歴事項全部証明書等）（東京23区内への通勤していた法人経営者及びテレワーク要件における法人経営者の場合）
- (9) 事業の実態が確認できる書類（事業に係る確定申告や納税証明書等）（個人事業主又は法人経営者の場合）
- (10) 就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）（テレワーク要件における個人事業主又は法人経営者の場合）
- (11) 移住後の業務継続が確認できる書類（業務の取引に係る契約書や注文書（発注書），注文請書（受注書）の写し等）（テレワーク要件における個人事業主又は法人経営者の場合）
- (12) 移住先の住宅に係る建物の工事請負契約書又は売買契約書の写し（テレワーク要件及び関係人口要件の場合）
- (13) 移住先の住宅に係る建物の登記事項証明書（テレワーク要件及び関係人口要件の場合）
- (14) 起業支援金の交付決定通知書の写し（起業要件の場合）
- (15) その他市長が必要と認める書類

※ 履歴事項全部証明書及び開業届出済証明書は発行後3か月以内のものに限る

(別紙 1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及びひたちなか市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 次の(1)から(5)までのいずれかに該当した場合には、ひたちなか市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第9条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請をした場合 全額
 - (2) 交付申請の日から3年未満でひたちなか市から転出した場合 全額
 - (3) 交付申請の日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
 - (5) 交付申請の日から3年以上5年以内にひたちなか市から転出した場合 半額
 - 3 返還が滞った場合、税情報や給与等収入に関する情報などの財産調査を行うことについて承諾します。
 - 4 移住支援金の支給を受けた後に実施されるひたちなか市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
- ※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

上記事項についてすべて承諾いたします。

年 月 日

ひたちなか市長 殿

住所

申請者

氏名

(別紙 2)

わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い

- 1 茨城県及びひたちなか市は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 茨城県及びひたちなか市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告及び事務処理において必要となる情報の確認等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村、本市の組織内において情報の提供、又は確認する場合があります。

上記事項についてすべて承諾いたします。

年 月 日

ひたちなか市長 殿

住所

申請者

氏名